

## 第 6 回 恵那市 農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 6 月 26 日 (木) 午後 1 時 30 分

2. 招集場所 恵那市役所西庁舎 3 階災害対策室

3. 出席委員 (16 名)

会 長 9 番 林 広和

職務代理者 19 番 大島 政幸

委員	1 番	小坂 宏正	2 番	瀨瀬 美由紀	3 番	小栗 茂美
	4 番	三宅 一彰	5 番	土方 明日香	6 番	小林 勝朗
	7 番	曾我 佳奈子	8 番	渡会 邦憲	9 番	林 広和
	10 番	安江 建樹	11 番	瀨瀬 政行	12 番	宮原 博
	13 番	近藤 明德	14 番	梅本 信枝	15 番	梅村 安範
	16 番	水野 守文	17 番	保母 直彦	18 番	仲田 菜那
	19 番	大島 政幸				

4. 欠席委員 (なし)

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について

第 4 議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

第 5 議案第 31 号 特定農地貸付法の規定による特定農地貸付承認申請の変更申請  
について

第 6 議案第 32 号 農用地利用集積等促進計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 大嶋 英哉

事務局 副局長 三宅 英機

事務局 係長 堀田 稔勝

7. 会議の概要

( 開 会 )

○事務局

それでは、職務代理者、大島様より開会宣言をお願いいたします。

○職務代理者

雨の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は19名中19名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

これより、令和7年度第6回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。なお、本日の議事日程はお手元に配付されております議案のとおりです。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードの設定をお願いいたします。

恒例によりまして、ただいまから恵那市農業委員会憲章の唱和を行います。御起立願います。

5番の土方明日香委員の先導によりまして、唱和を行います。土方委員、よろしくお願い申し上げます。

[ 農業委員会憲章の唱和 ]

○職務代理者

ありがとうございました。着席願います。

それでは、林会長より挨拶並びに議事進行をよろしくお願い申し上げます。

○議長

雨の中、御苦労さまです。

5月28日に全国農業委員会会長大会が東京でありまして、大嶋局長と参加をいたしました。そのときに、何で参集したかといいますと、要請書を出したわけですけど、令和6年、昨年度に食料・農業・農村基本法を改正しまして、去る4月11日には食料・農業・農村基本計画を閣議決定しました。令和7年度からの初動の5年間を農業構造転換集中対策期間と位置づけて、各種施策の見直しを行うということで、各種農業委員会をはじめ、各農業団体に対して改正基本法、基本計画における政策の実施に向けた提案を行うということでもあります。

その中で、地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動を推進するために申合せ、要請をするということです。10項目ほどありまして、その中には食料自給率の必達と食料自給力、国内生産の増大、多面的もそうですけど、多面的を含む中山間地域等直接支払制度の拡充で、さらに予算を増やして、拡充するようになってくると思われ

それと渦中のことで、水田米対策です。新たな展開を進めていきたいということであり  
ます。

あとは、食料安全保障の確立に向けた農業・農村に対する国民理解の醸成、そういった  
項目を中心に進めていきたいということです。

その後、6月17日に県の農業会議の総会がありまして、その席でも同じような報告と  
計画がなされましたけど、昨年、目標地図を折り込んだ地域計画を策定しました。42地  
域、261計画が出てきたわけですけど、農業委員会については農地利用の最適化、担い手  
への農地利用の実績、集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を中心  
に進めてほしいということがありました。

目標地図につきましては、7年度からスタートしておるわけですけど、年1回見直しを  
して、作り込んでいこうと提案されました。また、詳細については、事務局を通じて報告  
が来るとは思いますけど、よろしく願いいたします。

情報提供です。今の米の問題がいろいろ出てますけど、今年の子元のJAの生産者から  
の買入れ価格につきましては、1俵2万3,600円で概算払いをすることで公開してありま  
すので、よろしく願いいたします。

以上です。

それでは、第6回の農業委員会総会を進めさせていただきます。よろしく願いします。

日程第1、議事録署名委員の指名です。恵那市農業委員会会議規則第8条第1項の規定  
により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長

異議がございませんので、本日の議事録署名員に、2番額額美由紀委員及び3番小栗茂  
美委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局の三宅副局長と堀田係長  
を指名いたします。よろしく願いします。

---

## 日程第2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第2、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案  
とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

事務局の三宅です。よろしくお願いたします。

早速、概要を説明していきますので、タブレットの資料を御覧ください。

2 ページ、40 番、大井町の案件です。3 ページは議案書になっております。4 ページが位置図になっております。申請地は恵那農業高校の南西側に位置するところになります。5 ページ、拡大図になります。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、合計4筆、今回申請しております。この後、出てくる同時に5条の申請にも関係しておりますので、お願いたします。6 ページ、3条に該当する現況の写真になっております。現況は田になっております。

申請理由は、リニア工事の移転の関係で申請地を譲受け、維持管理し営農に励みたいというものでございます。

7 ページ、41 番、大井町の案件です。8 ページが議案書になります。9 ページが位置図になります。申請地は恵那農業高校の南西側に位置します。10 ページ、拡大図になっております。赤枠で囲ってる三角の箇所、2か所が申請地で、全部で2筆になっております。11 ページが現況写真になっております。現況は田です。12 ページも同様に現況写真をつけております。

申請理由は、これもリニア工事の収用によって申請地を譲受け、残地と一体利用で営農に励みたいということで申請が出ております。

13 ページ、42 番、東野の案件です。14 ページは議案書になっております。15 ページが位置図になります。申請地は東野小学校の北側に位置します。16 ページが拡大図になります。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、全部で2筆となっております。17 ページが現況写真になります。現況は畑になっております。

申請理由は、自宅裏にある申請地を譲受人の方が譲受けて、営農に励みたいということでございます。

18 ページ、43 番、東野の案件です。19 ページ、20 ページにかけて議案書となっております。21 ページが位置図になります。申請地は、東野振興事務所から東側に位置している、ちょっと離れたところに申請地があるので、今回、載せておるところでございます。22 から 23 ページが拡大図になっております。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、9筆あります。24 ページ、一部の現況写真をつけております。このように家の周りは田畑になっておるということで、今回は田になっております。

申請理由は、近隣の住宅を購入して申請地を譲受け、維持管理し営農に励みたいという

こととございます。

25 ページ、44 番、武並町竹折の案件です。26 ページが議案書になります。27 ページが位置図です。申請地は三郷小から北側に位置します。28 ページが拡大図です。全部で1筆になります。29 ページが現況写真です。現況は田になっております。

申請理由は、農地近くに居住しており、申請地を譲受けて維持管理し、営農に励みたいということとございます。

30 ページ、45 番、同じく竹折の案件になります。31 ページが議案書になります。32 ページが位置図です。三郷小から北側に位置するところになります。33 ページが拡大図です。全部で1筆になります。先ほど説明したところの北側になるになります。34 ページが現況写真で、現況は田でございます。

申請理由は、農地近くに居住しており、申請地を譲受けて、同じく維持管理したいということとございます。

35 ページ、46 番、武並町竹折の案件です。36 ページが議案書になります。37 ページが位置図です。申請地は武並駅から西側に位置します。38 ページが拡大図です。全部で2筆となっております。39 ページと 40 ページが現況写真になります。現況は田と畑でございます。

この申請理由についても、譲受人が申請地の管理を委託されており、今回、譲受けて維持管理し、営農に励みたいということとございます。

41 ページ、47 番、武並町の藤の案件になります。42 ページが議案書です。43 ページが位置図になります。申請地は、武並振興事務所から西側方面に位置します。44 ページが拡大図になります。全部で2筆になります。45 ページが現況の写真となっております。現況が田となっております。

申請理由は、生前贈与により親から子に申請地を譲受けて、維持管理し営農に励みたいということと申請が出されております。

46 ページ、48 番の中野方町の案件になります。47 ページが議案書です。48 ページが位置図です。申請地は、中野方小学校の西側に位置しております。49 ページが拡大図です。全部で3筆となっております。50 ページ、51 ページが現況の写真となっております。現況は畑となっております。

申請理由は、空き家バンクとともに住宅と申請地を譲受けて維持管理し、営農に励みたいということとございます。

52 ページ、49 番、岩村町富田の案件です。53 ページが議案書です。54 ページが位置図です。恵那特別支援学校の東側に位置します。55 ページが拡大図です。全部で 1 筆です。56 ページが現況写真です。現況は畑になっております。

申請理由は、申請地付近に居住しており、申請地を譲受けて維持管理し、営農に励みたいということでございます。

57 ページ、50 番、山岡町下手向になります。58 ページが議案書です。59 ページが位置図になります。山岡小学校のほぼ西側に位置しております。幾つか点在をしております。60 ページ、61 ページ、62 ページが拡大図になっております。全体で 6 筆でございます。63 ページと 64 ページ、現況写真をつけております。現況は田 3 筆と畑 3 筆となっております。

申請理由は、担い手として農業経営をしたいということで、それを拡大したいので農地を譲受けて営農に励みたいということでございます。

65 ページ、51 番、山岡町下手向の案件になります。同じく 66 ページが議案書になります。67 ページが位置図です。山岡小学校の同じく西側のほうに位置しております。68 ページが拡大図になります。全部で 3 筆になります。69 ページが現況の写真になります。現況は田 2 筆と畑 1 筆でございます。

申請理由は、近隣の住宅を譲受けて申請地とともに営農に励みたいということでございます。

70 ページ、52 番の山岡町釜屋の案件です。71 ページが議案書です。72 ページが位置図になります。山岡小学校の南西側に位置します。73 ページが拡大図です。全部で 1 筆になります。74 ページが現況写真で、現況は畑になっております。

申請理由は、近隣住宅に居住しており、申請地を譲受けて営農に励むということでございます。

75 ページ、53 番、山岡町釜屋の案件です。76 ページが議案書です。77 ページが位置図です。先ほどの 52 番と一緒に、山岡小学校の南西側に位置します。78 ページが拡大図で、全部で 1 筆になります。先ほどの 52 番の南側の土地になります。79 ページが現況の写真になります。現況は畑でございます。

申請理由は、52 番と一緒に、近隣住宅に居住しており、申請地を譲受けて営農に励みたいということでございます。

80 ページ、54 番の明智町の案件です。81 ページが議案書になります。82 ページが位置

図です。明智小学校の北側になります。83 ページが拡大図です。全部で6筆になります。84 ページが現況写真の一部になります。現況は畑5筆と田1筆となっております。

申請理由は、申請地を譲受けて営農に励みたいということでございます。

85 ページ、55 番の明智町東方の案件です。86 ページが議案書になります。87 ページが位置図です。明智小学校の南東側になります。88 ページが拡大図です。全部で2筆になります。89 ページ、90 ページが現況写真です。現況は畑となっております。

申請理由は、近隣住宅とともに申請地を譲受けて営農に励みたいということでございます。

3条については以上で説明を終わります。

#### ○議長

ただいま、事務局から農地法第3条の規定による許可申請について16案件の説明がありました。

各地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず、40番から43番の4件について、第1地区、小板宏正委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

#### ○1番

今月の16日に地区委員会を開催し、農地確認と審議を行いました。

3条の40番ですけど、3ページからです。申請人は[ ]さん、譲渡人が[ ]さん。申請地は、[ ]ほか3筆。申請目的は所有権移転です。申請地の免責は295平米です。申請地の現況は登記簿、田、現況も田。田は3筆です。登記簿、畑、現況、畑が1筆です。使用状況は休耕地です。田も3筆、畑も休耕地で1筆です。

転用の理由ですけど、譲渡人は蛭川に住み、農地の管理ができないということで譲渡すということです。申請人は、申請地に隣接して土地を購入し、住宅を建築し、同時に申請地を譲受けて自家消費の野菜を栽培したいということです。

拡大図を見てもらうと、欠けているところがありますが、それが雑種地が64平米になっています。田んぼは155平米と111平米と18平米、畑は11平米です。雑種地はそのまま畑として使用するということです。

その他、リニア新幹線に伴う立ち退きで移転する案件です。農業歴はあるということです。現在、草刈機のみ、管理機等の購入を考えているということです。家族6人見えますが、うち4人で作業されるということです。

地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

41 番、8 ページを見てください。申請人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんだと思います。恵那市の大井町野尻 1663 の 2 と 1663 の 4。所有権移転です。申請地の面積は 23.25 平米です。申請地の状況ですけど、登記簿は田、現況も田です。2 筆とも休耕地です。1 筆が 21 平米、もう 1 筆が 2.25 平米です。小さい面積が残地で、転用理由ですけど、残地で困っていたところ、隣接地の申請人が譲受けてくれるということで譲渡すということです。申請人は、自作地の残地と一緒に維持管理し、営農に励むということです。

その他、軽トラ、耕運機、草刈機等を 1 台ずつ所有しているということです。

地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

42 番、14 ページを見てください。申請人、■■■■さん、譲渡人が■■■■さん。申請目的は所有権移転です。申請地の面積は 768 平米です。申請地の現況ですけど、登録簿は田、現況は畑です。2 筆とも休耕地であるということです。123 平米と 645 平米の 2 筆です。譲渡人は自宅より離れたところにあり、管理ができないということで譲渡すということです。譲受人は、自宅の裏にある申請地を譲受けて営農に励むということです。

現在まで賃借で耕作中という話です。管理機を 1 台所有されているということです。農地確認に行ったときに、草はきれいに刈られていて、一部であるが作物が栽培されていたと。

地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

43 番です。申請人は 2 人おられまして、■■■■さんと妻の■■■■さんだそうです。譲渡人は■■■■さん。所有権移転です。申請地は、■■■■ほか 8 筆です。申請地の面積は 2,123 平米です。登記簿は田、現況も田です。山手が 5 筆あります。一部■■■■と■■■■がありますけど、一部を転用するということですけど、住宅地の進入路と庭、倉庫になっているため、農振除外を申請して、また転用を行う予定だという話です。

農家住宅とともに購入し、夫婦で 2 分の 1 ずつ所有する、各 150 日従事すると書いてあります。自宅から離れている、譲渡人は自宅から離れているため管理ができないことで、譲受人は農家住宅とともに申請地を譲受け、営農に励む。軽トラ、耕運機等を譲受けるそうです。その他はリースを考えているということです。

移住され、新規就農ですが、地区委員会では問題ないと判断しました。

以上 4 件の審議をよろしくお願いします。

以上です。

○議長

続きまして、44番から47番ですが、45番、46番につきましては、申請者が渡会委員長の家族ということもありまして、44番と47番について渡会邦憲委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。その後、45番、46番については、小林副委員長から説明をお願いしたいと思います。お願いします。

○8番

6月16日に地区委員会を開催しまして、現地確認をしてみました。

まず、44番の案件ですが、26ページのように武並町竹折一丁田1424番の48、登記地目は山林でして、現況は田で961平米です。譲渡人は■■■■さん、80歳、譲受人は■■■■さん、63歳。

拡大図のページ28を御覧いただきますようになっておりまして、申請地のそばに住んでおられまして、作付を初めて農業をされる方ですが、ユズ、柿、その他家庭菜園をやるということで、所有の農機具はミニ耕運機と軽トラック、草刈機1台を所有されておりまして、木亦信之さんは約100日、妻の■■■■さんは50日、農業に励むということで審議をしました。問題ないということで、次に47番の審議です。

47番、44ページ、拡大図がございます。この案件は、■■■■、2筆ございまして、862平米と822平米の2筆でございます。合計1,684平米。譲渡人は■■■■さん、73歳、譲受人は■■■■さん、43歳。親子の関係で生前贈与のため、父親から世代交代するための案件でございます。

父親の営農を引継ぐための案件ですので、所有農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機、軽トラと各1台持っておられまして、何ら問題ないという審議をいたしましたので、以上2件よろしく申し上げます。

以上です。

続きまして。

○6番

44番、45の案件です。44の続きのところですけど、45の案件は、■■■■さんから■■■■さんに譲るものです。1424の47の5,592平米を譲るということです。■■■■さんについては、農業経営の拡大で、新たに土地を購入して農業に励むということです。

この方は、トラクター、田植機、コンバインと全て用意してみえますし、農業拡大です

ので、全部で5町7反ほどの農業をやる。父親、今、■■■■さんですけど、父親と本人と妻で農業をやっているということでございます。農業拡大ですので、特に問題がないと思います。

同じく 46 の案件です。■■■■さんから■■■■さん、同じ方です。譲受人は■■■■さんですけど、これも農業拡大で武並地内の 1597 の 1 と 1611 の 1、畑と田んぼですけど、田んぼについては水稻、畑については野菜、家庭菜園という形で農業を行う。農業経営拡大ですので、先ほどと同じように特に問題はないと思いますので、審議も地区委員会では問題ないということですので、よろしく願いいたします。

○議長

48 番について、第3地区、安江建樹委員長より、協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○10番

47 ページの 48 番、中野方の■■■■の件ですが、6月16日に第2、第3委員会を行いまして、現地の調査と協議を行いました。

所有権移転を伴う農地の筆の合計は3筆で、登記地目、畑、合計で529平米です。50ページ、51ページが現況写真でして、一応畑となっておりますが、現況はちょっと草刈りがされておりました。管理されておりました。しかし、草刈れば、何とか畑ぐらいはできるのかなと思っております。

今回、49 ページの青い丸のところが農地バンクでお受けして、■■■■さんという方が買われるんですけど、その建物についての農地です。営農の計画については、トマト、ナス、キュウリを栽培するという計画になっております。農機具につきましては、譲渡人である■■■■さんが所有してみえた耕運機、草刈機等を譲受けて、奥さんとともに営農を行うという計画になっております。

地区委員会としては問題ないとい判断いたしましたので、御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長

49 番について、第4地区、宮原博委員長より、協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

49番、53ページになります。所有権移転です。6月18日に地区委員会で現地調査を行







雑種地も畑として管理していく。

○19番

地目は雑種地で、現況は農地ですよね。

○1番

一応、駐車場みたいな形で、ちょっと整地してあるのではないかな。

○19番

農地か農地じゃないか、雑種地が農地なら農地法に係わってくると思うんですけど。

○1番

農地ではないと思います。

○事務局

確認しておりますけど、1580の5の隣が1580の4になりますけど、そこについては雑種地になっておりますので、農地ではないです。

○19番

分かりました。

○議長

1580の4。

○事務局

今の場所は、5ページをお開きいただけますか。5ページの野畑1580の1と野畑1580の5、この間に空間があります。ここが三角形みたいになるんです。ここが雑種地でございます。この場所でございます。

○事務局

番地としては1580の4になります。

○議長

ちょっと空間があるわね。

[一斉に発言]

○1番

赤線の区画割が悪いのではないかなと思ってるんやけど、この雑種地へ進入するときに、少し農地が残ってて、赤線がもうちょっと奥へ行くんじゃないかな。雑種地のとこって四角になってるけど、そういうふうには私は見ました。

○15番

赤い線の書き方が、ちょっとまずいか。

○19番

そういう話ならいいけど、これを見ると農地があるのかなという気がします。

○12番

一体的な農地に見えるな。

○1番

この雑種地、四角形の駐車場になってたり、進入路みたいな感じになってるけど、そこへこの赤線が行ってないといけないんじゃないかなという感じを受けてます。

○19番

1579の8と書いた位置、これは農地なの。地番は多分違うんだけど。この申請地の上は農地ですか。

○事務局

1579の8は農地になっています。

○19番

今、記載された上の、これは第三者の農地ですか。

○事務局

この上のところですね、ここは雑種地になっています。

○19番

これ、全部雑種地。

○事務局

はい。

○19番

雑種地なんだ。

○事務局

確かに、線の引き方がちょっといびつになってるのかもしれませんが。

[一斉に発言]

○10番

聞いていいですか。この地図と青い線とか赤い線があるけど、これって多分、既に分筆がなされておって、例えば1579の8はこういうサイズの地番ではなくて、この大きい地番の中から切られてきたんじゃない。違うの。8を切って、今度80から線があったんや

な。

○12番

80番があれどもんね。

○10番

1枚の田んぼみたいに見えるけど、実は■■■■の親番と■■■■という親番があったと解釈するのかな。

○事務局

おっしゃるとおり、分筆をしております。今、確認をしておりますけど。

○10番

分筆はされております。全て■■■■も■■■■も雑種地ではないよね、田だよね。

○12番

基は田んぼと畑だろう。

○事務局

そうですね、田ですね。

○10番

図面が悪いんじゃない、これ。どういうふうに切られてるのか、よく分からないんやけど。

○15番

公図とこの線と合っとるの。

[一斉に発言]

○10番

雑種地の地番は何番なの。

○1番

■■■■。

○事務局

■■■■になってます。

○10番

■■■■はいつ生まれてきたの、何か分筆されとるの。事務局から説明してください。

[一斉に発言]

○事務局

私から御説明いたします。

今の資料にある図が分かりにくくて、申し訳ないですけど。5ページで、今、空いている場所の番地が振られてない三角形になってる地番につきましては、■■■■です。これは、もともと■■■■と書いてある隣の横の宅地があるんですけど、こちらが■■■■で、これはもともと宅地、雑種地です。

今回、ここをリニアの計画道路の中で分筆をされたようでして、■■■■、ここから線を入れて切ったのが、今回の三角形の場所ですので、農地ではないですけど、こちらに落としてある拡大図の場所がずれているという状況です。

○10番

宅地が■■■■。

○事務局

そうです。

○10番

■■■■は今回できたわけじゃない、昔からあるんだよね、地番。

○事務局

もともと登記地目、雑種地、現況地目、宅地という名前であるものでございます。

○19番

所有者は誰ですか。

○事務局

所有者は渡邊博子さんという方で、すぐ北側の。

○10番

■■■■の人やね。

○事務局

同じ人です。

○10番

そうすると、■■■■はどこにあるの。一番左、もっと宅地みたいなどこにあるわけ。

○事務局

そうですね。■■■■が宅地みたいな、1個分、左にずれておるような形。

[一斉に発言]

○19番

■■■■が宅地にくっついとるんだね。

○10番

そういうことやと思うな。

○19番

斜めの線が。

○10番

そういうことやな。

○事務局

そうですね。ちょうど切ってある背景の線のあたりが■■■■。

田と宅地の境界みたいな線が、写真で入ってると思うんですけど、■■■■と書いてある矢印のすぐ上に、境界みたいに、田んぼと宅地と境が入ってるんですけど、この辺りが■■■■になると思います。

○事務局

今の話でございます、すみません。

5ページです。今、書記から説明がありましたように、赤い線とこの位置が右寄りになっておる、もっとこれ左であるはずのところがこの位置に。これはこの線のところ、ここ宅地、雑種地のようなところですが、これがもっとこっちにあるべきものが、ちょっと右に寄っておりますので、一体的には見えないです。

[一斉に発言]

○事務局

この位置が、もっとこちらにあるべきものでございます。

○10番

なら、■■■■はどうだった。現場は。一番左にある小さいやつは、雑種地なり、宅地の中にあるみたいだったけど、現場はどうでしたか。

○1番

杭を探したんやけど、見つからなかったの、新しい杭が打ってあるんじゃないかと思って見たんやけど、そうすると雑種地よりもっとこっちへ、奥へ行ってるんじゃないかなと思って、探してみたんやけど、杭は分かりませんでした。

○10番

農地じゃなくて、何か分らんのやな。

○1番

どこに農地が残っというのはあるけど、入り口、雑種地へ入る道になってしまっていて。

○事務局

登記上は畑であるということで、農地法の申請は必要である、出てきておるといことです。

○1番

この写真から、この線を引いたもので間違っというけど、この字図から。もっとういうふうに。

○10番

心配なのは、この土地を■■■さんから■■■さんが買っちゃうと、大丈夫なのかな。

○1番

何がでしょうか。

○10番

うちへ入れなくなるかなと思って。人の土地を通らなあかん。隙間がある。

○1番

雑種地にうちが建つんじゃなくて、■■■よりこっち側に、畑より向こう側にうちが建ちます。

○10番

そうじゃなくて、今の■■■さんという人、譲渡人のほう。

○1番

譲渡人は、ここは道路になっちゃうんで。

○10番

ごめん。1580の7の住んどる人は誰。

○事務局

1580の7の所有者の方は■■■さんです。

○10番

譲渡人の■■■さんやないの。

○1番

■■■に住んでおってと書いてあったね。

○10番

うちあるな、うちが。

○1番

うちは取り壊して、みんな。

○事務局

ここの家のある場所は、現況は■■■■さんの土地になるんです。

○19番

■■■■になっちゃつとるな。

○事務局

■■■■になってます。

○1番

これだけが残つとって、あと、みんな取壊しされてます。

○19番

これ、更地になつとる。

○1番

更地になってます。リニアとその脇に2本、道路ができるので、1号線と2号線が。今、この図面でいくと、水色のところに住宅をこの人が建てらせる。

〔一斉に発言〕

○1番

みんな、リニアと道になりますから。計画道路が。

〔一斉に発言〕

○議長

今の件いいですか、図面を修正されるってことやね。

○事務局

はい。

○議長

分かりやすくしてください。

○事務局

左へ移動していただいて、分かりやすくします。

○議長

次の質問はありますか。

○19番

47番の42ページの2分の1ですけど、もう2分の1は誰が所有してみえて、実際は誰が耕作してみえるんですか。

○事務局

■■■の案件、47番ですね。申請書では、持分の2分の1は■■■さんになってます。

○19番

それは、第三者になったわけ。

○事務局

そういうことですね。

○19番

実際の耕作は誰がしてみえるの。

○事務局

要は、ここの土地につきましては、もともと■■■さんが2分の1を持ってらっしゃって、残りの2分の1を■■■さんが持ってらっしゃるところで、今、耕作としては、■■■さんがその田んぼを委託で管理しておられる内容の中で、今回、■■■さんの2分の1の持分を、お父様から息子さんに変えられるという内容のものでございます。現実、2分の1を持ってらせる■■■さんが、今、耕作管理をしてる状況です。

○19番

それは、■■■さんも知っていますか。

○事務局

承知ですね、今も作ってらっしゃいます。

○15番

そうすると、3条でいくと耕作目的の取得やもんで、親から息子への2分の1の権利だけ、所有権だけ移動するだけという感じじゃない。

○19番

どういうこと。

○15番

実際は2分の1、■■■さんが今までも耕作管理しとるし、今後も耕作管理するってこ

とになると、農地法としてはおかしいわな。3条としては。

要するに、所有権移転だけを認める3条やもんね。耕作目的での所有権移転、権利の設定ではないんじゃないかと思われちゃうね。■■■さんの息子さんが耕作管理をすることになればいいと思う。だけど、■■■さんが同じように耕作管理をしますよ、申請書は前田さんが耕作管理をすると書いてあるの。

○事務局

今の話ですが、譲受人の理由については、父親から営農を引継ぎたいと書いてあります。お子さんが営農をやられるという解釈でいいかと思います。

○15番

だけど、2分の1の■■■さんが今までもやっとして、今後、長谷川さんが営農やるのか。

○15番

■■■さんの息子さんが耕作をしますよということなら、いいと思います。

○議長

現実には、■■■さんも2分の1、■■■さんも2分の1という耕作管理をする。

○事務局

そうですね。

○議長

ここには、■■■さんしか出てないけど。

[一斉に発言]

○議長

■■■さんと■■■さんの関係は？兄弟やない。

○事務局

兄弟ではないですね。住民票とかもないので、分からないので。

[一斉に発言]

○議長

事務局、■■■さんと■■■さん、■■■さん親子の関係、そこら辺をはっきり詳しく。■■■さん、ここに出てこないけど、全然関係ないね。

○事務局

そうですね。あくまで持分として書いてあるだけなので、■■■さんのお父さんの持分を

手伝っていて、今回、譲受けるので、■■■さんと■■■さんで折半しながら管理していく、  
そういう考え方です。

○19番

いいです、確認したかっただけ。

[一斉に発言]

○議長

梅村さん、いいですか。

○15番

やむを得んでしょう。

○議長

やむを得ん。

○19番

もう1件いいですか。46番の36ページ、経営面積の書き方って、これでよかった。こ  
ういう書き方になるの。自って自分の自作地ですか。

■■■さんって貸してみえるので、こういうふうなのか。貸し借りの関係が、前から  
こういう書き方でしたっけ。ちょっと確認したいです。

○事務局

そうですね、農地台帳を基にして、一応このように書いてるんですけど。

○19番

自作地と貸地で。

○10番

何かおかしいな、366を引かなければいけない。

○19番

経営面積が。

○事務局

そういうことですね。

○19番

経営面積が減ってこやへんし、隣も、自作地が2万8,278で、経営も2万8,278なので、  
違うんじゃないのかなと思って、書き方が。

○事務局

分かりました。これ、誤植だと思います。また、確認をします。

○1番

借りとるやつがないんやな。

○事務局

全部で経営面積に。

○19番

経営面積と自作。

○15番

一応、全部の経営面積だな。

○事務局

そうですね。

○15番

そのうち、買い取る面積と自作地の面積は足したのがあれやな。

○事務局

足したのが4,782にならないと。

○19番

足した数字が上がってこないかんもんで。

○事務局

申し訳ありません、そこは直します。

○19番

すみません、いろいろ。

○議長

事務局、修正をお願いします。

○事務局

はい。

○議長

案件がたくさんありますので、ほかには質問ないでしょうか。近藤委員。

○13番

19 ページの [ ] さんが、今持っておられる 7,842 平米あるんですけど、今度、3 条でいくのが 1,069 平米ですよね。そうすると、あと残りますよね。遠方で耕作できない

と書いてあるんですが、あとはどういう管理されとるか聞きたいですけど。

○議長

43番の案件ですね。

○13番

そうです。42番も多分残っていると思うけど。

○議長

■■■■さんの渡した後の残地はどうなりますかということですか。

○13番

自作になっとなるので、そこら辺は、遠方で管理できないと書いてあるのに、残りだと5,000ぐらいあるので。

○議長

残りはどういう計画になってますか、事務局。

[一斉に発言]

○事務局

農地台帳システムによりまして、今、農地データを調べておりますので、お待ちください。

○議長

申請書とかでは分かりますか。

○事務局

地主さん、譲受人の記載はございませんので、今、台帳システムを調べております。

[確認中]

○事務局

調査の結果を確認します。

まず、こちらの位置図の周辺の中で、一部、家の周り、進入口とか、そういったものも農地だったんですけど、現状が農地ではないということで、今後、そちらについては、一部は農振除外の手続きをして、その後で5条申請で変えられるのが一部。あと、残りの筆の中で、一部、法務局から土地の現況確認で、多分、山林化されたような農地が一部あるということで、そちらの照会が来ておりますので、そちらが一部ありましたので、残りの地については土地の現況確認をして、農地ではない、登記変をえられた上で、譲渡人の方へお渡しするのかなと思われま。

○13番

普通そうだよ、農地じゃないんだよ。

○議長

近藤委員、いいですか。

○事務局

補足の説明ですが、22 ページに緑の枠がございます。今、書記から説明があったように、今回、申請の ■■■■■ のAとB、これ以外の緑の中で空いたところは、進入路と庭園、こちら農振除外、7月の申請をされる。ほかのものについては、今、山林で法務局へ現況確認が出ておりますので、残りで余ったところはないです。

○議長

ほかはよろしいでしょうか。

第3条の案件につきましては、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。議案第28号、40番から55番の「農地法第3条の規定による許可申請について」は、議案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[ 賛成者挙手 ]

○議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第28号は議案のとおり承認されました。

---

### 日程第3 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

続きまして、日程第3、議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

続きまして、91 ページ、10 番、議案第29号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてでございます。

先ほどの3条に出てきた中野方町の案件にかぶっているものです。92 ページが議案書になります。93 ページが位置図です。申請地は、中野方小学校の西側に位置しており、第2種農地の農地でございます。94 ページが拡大図になります。赤枠で囲ってある1筆

が申請地です。95 ページが現況写真になっておりまして、現況は既に庭となっておりますので、始末書が添付されております。96 ページが計画図でございます。

以上で説明を終わります。

○議長

農地法第4条につきましては、1件です。地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

第3地区、安江建樹委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○10番

92 ページの4条、10番の中野方町■■■■の案件です。

先週、第2、第3地区委員会を開催して、現地確認と協議を行っております。

今回の申請箇所は1筆で、面積24平米、登記簿地目は畑となっておりますけど、今回は既に、宅地に隣接した庭という感じでした。

今回の申請人である■■■さんは、農家住宅を農地バンク経由で売渡すに当たり、全ての所有地を調査した結果、今回、父親が昭和60年ぐらいに宅地敷地として、庭として整備をしてきたという形で始末書に記載されております。

追認案件となりますけど、委員会では問題ないと判断しましたので、御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

よろしいでしょうか、これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第29号、番号10番の「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

[ 賛成者挙手 ]

○議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第29号は申請のとおり許可相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対し進達することに決定しました。

---

#### 日程第4 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

##### ○議長

続きまして、日程第4、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

##### ○事務局

それでは、議案第30号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、皆様にお諮りしたいと思います。

97 ページ、番号34番の大井町の案件です。98 ページが議案書です。99 ページが位置図になっております。申請地は、恵那農高から西のほうに位置しております。公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地です。100 ページ、拡大図になっております。赤枠で囲ってある箇所が申請地になります。101 ページが現況写真になっております。102 ページが計画図になっております。

申請理由は、申請地に居住をするために住宅建設のために転用したいということで申請が出ておるものでございます。

103 ページ、35番、同じく大井町の案件です。先ほど説明した3条の40番と関連したものになります。104 ページが議案書になります。105 ページが位置図で、先ほどと一緒でございます。106 ページが拡大図になります。赤枠で囲ってある箇所が申請地になります。107 ページが現況の写真になっております。108 ページが計画図として載せております。

申請理由は、リニア関連の工事の収用移転によっておうちを移動するため、申請地で住宅建設をして申請をしたいということでございます。

109 ページ、36番の長島町中野の案件になります。110 ページが議案書です。111 ページが位置図になります。文化センターの北側に位置し、用途区域内の第3種農地となります。112 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地です。113 ページが現況写真です。御覧のとおり、既に駐車場となっておるため、これについて始末書が出ております。114 ページが計画図になっております。

申請理由は、固定資産税に係る調査を行っていた際に、既に駐車場である箇所が農地であることが判明したために、申請地を転用して譲渡するということでございます。

115 ページ、37番の笠置町姫栗の案件です。116 ページが議案書です。117 ページが位

置図になります。笠置振興事務所の東側に位置して、第2種農地となります。118 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地になります。119 ページが現況の写真です。120 ページが計画図となります。

申請理由は、申請地を譲受けて農家の分家住宅を建築するためということで出ております。

121 ページ、38 番の岩村町の案件です。122 ページが議案書です。123 ページが位置図です。岩邑小学校の東側に位置して、第2種農地になります。124 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地になります。125 ページが現況の写真です。126 ページが計画図となっております。

申請理由は、申請地の奥に宅地造成をするために、手前の畑を進入路として転用したいというものでございます。

127 ページ、39 番、明智町の案件です。これについては、面積が 3,000 平米を超えるために大規模事業案件になります。128 ページが議案書です。129 ページが位置図になります。明智振興事務所の東南のほうに位置して、第2種農地です。130 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所、4 筆が申請地になります。田が 3 筆と畑 1 筆です。131 ページがその現況写真の一部になります。132 ページが計画図になります。

申請理由は、申請地を譲受けて太陽光発電施設を建設したいということでございます。

5 条については以上で説明を終わります。

#### ○議長

ただいま、事務局から農地法第5条の許可につきまして、6 案件の説明がありました。各地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

34 番、35 番、36 番について、第1地区、小板宏正委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

#### ○1 番

36 番は説明に来てもらってないし、書面も私のところに届きませんでしたので、説明できませんので、よろしくお願ひします。他の2件だけ説明させていただきます。

#### ○議長

36 番は書類が。

#### ○1 番

事務局なり何なりで説明してください。



ります。申請人は、現在、市内の賃貸住宅に住んでおりますが、子供も生まれ、今後、手狭になることを考え、住宅の建設を考えていた。建築業者さんから幾つかの紹介をいただき、この土地が計画道路の広さがあり、気に入ったため申請するものですということです。

農地に与える影響もないため、地区委員会としては問題ないと判断しました。

35番、104ページを見てください。先ほど3条で説明した[ ]さんが申請人です。譲渡人が渡邊博子さん。申請地は[ ]ほか2筆です。申請面積は395平米です。一般個人住宅の建築です。申請地の状況ですけど、登記簿、田、現況、田、主要状況は休耕地で2筆、畑ですけど、登記簿は畑、現況も畑、主要状況は休耕地。隣地の状況ですけど、東側が市道、西側が今回購入される農地、南側が市道、北側が野畑野尻1号線の計画道路です。汚水は南側の市道にある下水道に接続し排出します。雨水は取水ますに取水し、道路側溝に排出します。

リニア新幹線の工事で立ち退きに伴う移転です。近くで土地が購入でき、住宅建設を行う申請でございます。

先ほど説明しましたが、3条の案件と同時申請されるものです。リニア関係の移転でもあり、地区委員会では問題ないと判断しましたので、以上2件の審議をよろしくお願ひします。

○議長

36番ですけど、ここの議案に出るとる以上、委員会で審議もして、ここに出てきとるとるということですか。

○事務局

そうです。

○議長

説明をお願いします。

○事務局

経過等を、まず説明いたします。109ページ、農地法第5条の36番、長島町中野の件です。

110ページを御覧いただきますと、申請地、339の9の29平米。経過をお話ししますと、6月16日、第1地区委員会で現場を見た。これにつきましては、農地法第4条で譲渡人、[ ]さんが4条で申請をされておりました。

こちらの内容につきましては、過去に[ ]さんが駐車場として整備をしておったところ







この件について質疑に入ります。質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。  
安江委員。

○10番

確認だけをお願いします。5条申請が出てきてますけど、全て農振除外とか、そういうのはオーケーですね。

○事務局

問題ございません。

○10番

全部下りとり。

○事務局

はい、大丈夫です。

○10番

あと1つ、100ページ、分筆されて、XXXXXXXXXXという地番になっておるんですね。

○事務局

そうですね。

○10番

現況の写真と全然形が合わんもんで、大丈夫なのかなど。

○事務局

すみません。角度によりわかりにくいですが、大丈夫です。

○10番

角度というか、あぜの位置とか見ると全然、大丈夫かなと思って心配したただけです。

○事務局

はい、大丈夫です。

○議長

101ページですか。

○10番

これはいいけど、ここにこうやってあるじゃない、あぜが。だから、まるきり地番が、現況と合っていないので、大丈夫かなと思ったの。

○事務局

安江委員がおっしゃるとおりでございます。101ページの写真はついこの間の写真で、

100 ページで、うちのシステムからの航空写真の 1625 の 1 の北側は農地になっておりますが、これは数か月前に宅地になっております。ですので、101 ページの左側が、宅地が建っておりますして、砂利のような駐車場になっておりますが、1625 の 1 の両側は既に宅地でうちが建っております。3 か月ほど前に完成しておるようです。ですので、写真は違うように思われますけど。

○事務局

あと、補足ですが、今回の農地の北側、今、田んぼとか畑になっておる状態のものですけど、昨年度、リニアに伴う移転で、住宅を建てられて移転された方がお見えです。こちら、5 条申請で許可をされて、今回、住宅が建っている状況ですので、今、全体図の写真として、農地のように見えますけど、現状は宅地に変わっておる状況です。

○10番

もう一ついいですか。124 ページの岩村の [REDACTED] が今回の対象の分譲地の件ですけど、この奥に宅地が2つくらいできるのかな。

○12番

そうですね。

○10番

それと、今度、ここへ入ってく道路は、狭い道路やけど、本当にここで建つのですか。

○12番

左側に広い道路があるでしょう。

○10番

左、ここね。

○12番

道路に入っていくんだけど、入り口までが全部、[REDACTED] の土地で、入り口まで、ここまでが。ここまでは、この前も車で行ったんだけど、普通車ぐらいがいっぱいいっぱい。だけど、道路は広げると言っていましたけど。

○10番

この手前、ここまで行くのは両側なの、片側でも何でもいいわな。

○12番

そうそう。

○10番

両側？

○12番

両側もそう。

○10番

全部、[REDACTED]が持ってるわけ。

○12番

うん。

○10番

その中に、その土地に行けばいい、自分の土地を通過。何で買わなきゃならないの、ここ入ってくるときに。この土地が全部。

○12番

これ、自分とこの土地じゃないので買います。

○10番

じゃなくて、手前が全部、[REDACTED]の土地なら、そこ通って行けばいい。何で、わざわざこんなところを買って、入らないかんの。

ここ、全部、[REDACTED]の土地やな、手前。広い道路、全部。そこを通過、入って行けばいいじゃん。

○12番

畑ですので難しい。

○10番

畑というか、この道路を広げるんだったら、わざわざここを買わなくても、自分のところの中で行けるんじゃないのという話やけど。何で、わざわざ買って、入らないかんのかということなんやわ。

○12番

段差がありました。

○10番

傾斜地なの。

○事務局

124 ページがございます。[REDACTED]、こちらの右側の白い線、法定外の道路で市道というか、赤道です。ここから入りたいという意味は、左側のこの2軒、3軒ほどあります、

こちらかなり高低差がありまして、高さ的には五、六メートルございますので、上からだ  
と急傾斜で入りにくいです。

○10番

そういう意味じゃなくて、左の舗装してある道路からすぐ右は全部エコーの土地やな。

○12番

全部なのか、ちょっとはっきりしないですが。

○10番

この裏を通ってけば、行けるんやないのって話やけど。

○10番

この辺から入っていけないですか。

○12番

入っていきません、道路ないので。

○10番

これ、          の土地やな、全部。違うの。どういうふうに傾斜がついとるのか分からん  
けど、現場に行っとらんもんでね。

○12番

かなり上ってつとるよ。

○10番

こっちへ上がつとるわけか。

○12番

そうそう。上がっていつてるので、すごい傾斜地です。

[一斉に発言]

○10番

          の土地なのに、何でそんな土地が要るかなと思って。わざわざ買ってまで入ると  
いうことは。

[一斉に発言]

○12番

ここに道路があるわね。

○10番

うん。

○12番

ここからこっち入るってことやな。ここを買って。

○10番

今はね、そういう計画になっとるわね。白いみたいな狭い道の右側なり、左側は[REDACTED]の土地やろう。

○12番

ここは、[REDACTED]の土地とは聞ける。

○10番

[REDACTED]の土地で、そこで入ってなきゃいいやない。駄目なの、入れないの。

○12番

申請地辺り、ここが一番平らで。

○10番

その上からは、ここからは入ってけんわけ。この隣からこっちへは入れんわけ。

○12番

入れへん。かなり急や。

○10番

かなり急。こっち下がってきとるわけか。

○議長

傾斜になっとるんやないかな。理解できる。分かりました。

○10番

あんまり理解できんけど、大丈夫かな。ということは、ここからどんどん高いところへ上がっていくやね。上がってって、入る。これは、全部エコーの土地。何か心配やなど思って、わざわざ買わんでもいいような気がするだけの話。これは、農振も外れとる。

○事務局

外れてます。

○事務局

あと、この市道の赤道を通るに当たっても建設課と協議が必要ですので、そういう話はしています。

○議長

赤道に、はいはい。

○事務局

建設課で協議してると。

○議長

協議中と。

○10番

いや、多分、今のこの道路では許可が出んもんで。今の道路に、ここにつくっても、赤線にひっつけても、赤線自身が狭いから大丈夫かなってこともあるし、それは■■■■の土地だから、全部、■■■■が出して、整備してやっていくという話になるんやな。

○12番

当然ながら。

○事務局

ということになるかと思います。

○事務局

接続についても、建築住宅等は確認しておるところでございます。建築住宅のほうでは、土地計画区域の中では法定の道路、市道なり県道の接続が必要ですが、都市計画区域外については法定外の道路でも申請をして、協議していただければ、要件は達成することは確認しております。

○10番

協議はしてる。

○事務局

してるとは聞いてないです。

○10番

してるとは聞いてない。

○事務局

これからするということです。

○1番

赤道やといっても、建築法では取れんわけやな。それなりに、そこへ入ってく道の広さが決められとるわけやな。

○事務局

建設から聞いているのは、恵南地区は接道要件が設定されてないので、こういうふうに道

に接してなくても、うちは建てられると確認はしています。

○1番

そうなの。そしたら、消防車が入っていけないような道でもオーケーなの。住宅が建つてことは、火災がある可能性もあるわけやろう。そういうやつで、昔は赤道やったら、その横にはうちが建つて言われたんやけど、うちのところで、今、4メートルないとあかんって言われるようになってきたので。これから建てるやつは、もう4メートルの道路をつけなきゃ。

〔一斉に発言〕

○10番

ここだけ広いんやけど、これだけ広いとこで。何メートルある知らんけど。

〔一斉に発言〕

○議長

どうですか。分かりました、今の。

○10番

あんまりよう分からんけどな。分からんけど、ほんまにいいのかなという感じがするんです。

○議長

現地を見とる人、事務局。今の現地の状況がちょっと分からんのやけど、委員長の話やと傾斜があるということだね。

○事務局

あります。

○議長

今の質問に対してね、ということなんだけど。

○10番

どうしても■■■■■を買わないといけないかつちゅうことなんやね。手前も■■■■■の土地であって、全部がね。この市道にも■■■■■の土地ひつついとるやろうね、多分ね、でかい土地か分かららないけど。

○1番

北側のほうから入れんの。

○事務局

北側のほうからはかなりの傾斜地が。

○事務局

急傾斜です。

○事務局

急傾斜があつて。

○10番

北側のほうからはな。だから、西側から入っていけんのって話や。全部エコーの土地なら。どっちみち、■■■■のところで分譲地か何かにするんやろう。

○事務局

そうです、分譲地だと思います。この下の広いところも、追々はしていきたいという考えだと思います。そのために土地を取得してるとしています。

○10番

そういうことやろう。だから、違うんじゃないのって、書いてあることが。進入路をつくるんじゃないよって話じゃない。そうやって言うと。

○12番

でも、実際に今、入ってく土地が、宅地が出てくるようになる、整地してあるので。

○10番

緑のところですか。

○12番

うん。■■■■の上に三角あるじゃないですか。ここも住宅ができるように。

[一斉に発言]

○事務局

先ほどの説明とかぶるんですけど、今回については計画図にも載せてあるとおり、奥の宅地Aと宅地Bを造成したいので、その表につく進入路を設けたい、そういう流れで来ております。

今おっしゃられたとおり、左側の広い道をどういうふうにご利用するか、今回のところでは話はあれですけど、まずそのように聞いております。

○10番

分かるよ。今回、AとBという宅地を造るもので、ここへ行くためにはそれしかないというだけの話やけど、手前が全部自分とこの土地やろうという話なんや。道路もどっちみ

ちつけいかなあかんで、今回買う土地まで。4メートルなり広げていかなあかんなら、何で自分ところでそれをやらんかって意味なんや。なぜ、ここが必要やったんって話や。何かおかしいことになるんやないのという話なの。

ここしか道路を造るとがなかったんじゃないような気がするんやけど。左隣が自分とこの土地なんだから。おまけに、赤線に広げていかないと、そこまでまた自分とこの土地を潰して、道路を造らなあかんよ。そうやろう。だから、ここの宅地もできんと思うでな。2メートルではとても入ってけんの。

じゃあ、ほかに道路を造って、今、開発しようとしとるところへ行く道路を造ればいいんじゃないのという話なんや。何でわざわざ農地を潰して、そこの道路にせないかんのかという話だよ。

〔一斉に発言〕

○議長

今の事項について、事務局のほうで申請してきた行政書士に確認をしたいということですから、少し休憩をください。

局長、5分ぐらいでできそうですか。

○事務局長

すぐにします。

○議長

お願いします。

○事務局長

こちらで勝手な想像をしてはいけないので、申請者から確認するという時間を少しいただきたいと思います。

○議長

暫時休憩でしてください。お願いします。

○事務局

もし、お時間有効活用させていただければ、僕のほうで補足というか、別件で御説明したいと思います。

今回、レジユメの隣にタブレットの入力方法の説明資料を2つ作ってございます。1つは、委員・推進委員の記録簿の入力方法のペラの資料と、もう一つが農地パトロールのタブレットの入力方法です。

何かと申しますと、昨年と今年の5月に、それぞれタブレットの操作説明会は開催させていただいたところですが、こちらの資料につきましては、配付のテキストは何ページにもわたっておって、ちょっと見づらい、操作としてもよく分かりにくいなところがありましたので、それぞれの操作方法について、簡単に1枚ペラで見られるような形で、シンプルに、何を入れればいいのか分かるようなものを作ったらどうかということで、今回、案として作らせてもらったものでございます。

ですので、それぞれ活動記録、あとタブレットについて、どのメニューを開いて、どういったものを入れていくかを統一していきたいなという思いもあって、作らせていただいたところです。

例えば、今回の総会の当日の活動記録を入れていただくに当たっても、1枚のペラの入力手順を見ていただきながら、迷いなく入れられるかどうか、そういった視点でも見ていただけたらなという思いもありますし、今後、役員改選とかもありますので、今度、新しい委員さんについても、引き続きタブレットは引継いで、活動記録とか農地パトロール入れていくところもありますので、そういった意味では、今の委員さん、ある程度知識ございますけど、新しい方が見て、こういったものにずっと入れていけるかとか、そういった視点でも作り直したいなというところがありましたので、そういった意味で、お時間があれば入れていただいて、その中で修正事項とか、もうちょっとシンプルにしたほうがいいよとか、書き加えたものがあるんじゃないかとか、そういったものがあれば教えていただきたいなという内容でございます。

あと、仕上げた時点で、次の地区委員会とかで、それぞれの操作方法をお渡しできるように、また今後、委員改選があったときには、新しい委員さんにお渡しできるようなものをまとめたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

#### ○議長

質問です。コード入力、各自のタブレット、暗証番号4桁を入力するところで、この前、2回間違えたらロックされちゃって、動かんようになっちゃったんです。そういうこともあるもんで。

#### ○事務局

ロックの対応方法について、簡単に御説明いたしますね。

例えば、アプリで農地パトロールのタブレットの入力の番号を間違えて、ロックしてしまった場合は、事務局でPINコードを入れて、直すことができます。あと、もう一つ問

題なのは、活動記録簿のワンデスクですけど、こちらを3回間違えてロックがかかってしまうと、今、事務局ではロック解除のPINコードがない状態で、どう解除したかという、要は東京の本部にロック解除の依頼をして、初めて遠隔でロックされる状況でございますので、そういうところがロックされたときには、また、こちらから遠隔で解除することでロックが解除されて、もう1回、4桁の番号を入れられるとか、そういう対応になります。

そういった変わったことがございますけど、入れ方とかが、1か月に1回入れるとか、そういったところだと操作的にまた思い起こすこともありますので、まとめて入れるような形で、理解いただけるようなものを仕上げていきたいなという思いで、今回、案で作らせてもらいました。また、入れてみて、ちょっと分かりにくいわとか、そういったところもあれば教えていただきたいなということで、今回、作らせていただきましたので、また、何かありましたら御意見いただきたいなというところがございます。

お時間として、そんなにもたなかったんですけど、そういったことがございますので、よろしく願いいたします。

〔休憩〕

○10番

ワンデスクのときに、地区委員会のときに、現場の確認と会議とやるんやけど、2つ別々に入れなきゃいかなんだんやな。

○事務局

そうですね。別々で入れていただきたいというのがございまして、その前にどこを選ぶかでございますけど、それがこの活動記録簿のマニュアルの真ん中、5番から下で、一覧で表をつけました。この中で、地区委員会総会、6条の1項の一番上の①ですね、総会、地区委員会の会議自体をこちらで入れていただくということになるんですけど、現地については、項目が下のほうになるんですけど、6条の2項の3番の①でしたかね。

○10番

①、現地確認やと、ここで入れるの。

○事務局

はい。こういったところで入れていただいて、中身については、例えば地区委員会の現地確認とか、そういった名前に入れていただければありがたいなというところです。

○10番

そういうことか。

○事務局

あと、活動内容は主なものということで、6条1項の1、2、3、4、5とそれぞれありますけど、考えられる、共通されるようなものは、そちらの主なもので上げておきましたので、またそういったものを、類似するものはこういった形の対応で、共通して入れていけたらなと思ってございますので、よろしく願いいたします。

○議長

それと場所で、大体行政で会議とかやる場合が多いんやけど、それは役場でええのか、それぞれ場所を入力するのか、その他とか、それはどういうふうですか。

○事務局

場所を選ぶところは、入力手順の四角の4番にあるとおり、自宅訪問、電話、役場、その他しかないです。会議とかは、主なものは、例えば役場とか振興事務所、そういったものは全部役場という捉え方で結構ですし、あと、例えばコミュニティセンターと違う会議とか、地元だと違う、集会所とかでもやられることがあるかと思っておりますので、そうなる役場ではないので、それぞれの会議のところでは当てはまりそうなことという、その他ぐらいしかないのかなというところですけど、そういったところ入れていただければよろしいかなと思います。

○15番

③の関係機関の打合せ会議ね、例えばJAとかでいいんだな。

○事務局

それで大丈夫でございます。

○15番

営農組織とか。

○事務局

共通してこういった部類の中で、くくりが共通してできたかなというところでございますので、よろしく願います。

○15番

基本的に同一だけど、期間は分単位だけど、原則30分ぐらいの単位でないのかなわんな。

○事務局

そうですね。単位として、一分一分を厳密に入れる必要はないですけど、30分単位ぐらいでくくっちゃったほうが。

○15番

30分単位で。30分、1時間、1時間半とかさ。そうでなきゃかなわんで、こんなもの。

○事務局

基本は入れていただくのは、どれだけ細かくしても、30、60、90、120とか、そういった形のほうがよろしいかと思います。

○15番

そうやろう。

[休憩]

○議長

お待たせをいたしました。今、事務局で未確認事項について、確認が取れましたので、詳細の説明をお願いします。

○事務局

今、この隣の[ ]の全体の土地だと説明をしていたところの再確認で、もう一度、土地の筆が誰の所有者なのかを確認したところ、この入り口の広いところの一部が民地、[ ]ではない土地がありました。その関係で、今、行政書士に聞いてみたんですけど、民地とかもあって、交渉も今できてないために、左側については計画がないと確認しました。ですので、一応、赤線の古いところは車1台分が通れるところですので、そこまでその道を利用しながら、今度計画している奥のAとBの土地に接道するために、今回の進入路が必要だという説明を受けましたので、以上の報告です。

○議長

ここしかないという状況ですね。

○事務局

はい。

○議長

[ ]と言ってた場所も、個人の土地もあったことを確認したということですか。

○事務局

全部じゃなくて、一部ありました。

○議長

安江委員、どうですか。

○10番

今、宮原委員から聞いたんですけど、eMAFFを見とるんですけど、どこやったっけ。

〔一斉に発言〕

○10番

ちょっと、みんな、eMAFFを見てよ。

そこまで入ってくる道路が人の土地というか、自分の農地なんやて、それ。■■■■■

■■■■■の農地になつとるとこを、その道路を広げてかなあかんもんで、それは申請に出とるか  
ねという話になるわけ、今度。

○15番

これからだろう。

○10番

これから出す。

○15番

そういうことじゃないかな。

○10番

それなら、そのときでええんやないの、という話にならへん。入り口から大体攻めてく  
もんやのに、奥から攻めるってこと。

〔一斉に発言〕

○議長

委員長、今のことを確認できますか。

〔一斉に発言〕

○10番

ちょっと質問。ここでいいら、ちょっと見て。

○事務局

はい。

○10番

いいの、その辺。入り口から攻めるもんやないのって話なんや。今の2メートルの道で  
開発はオーケーか。オーケーならいいわ。

○事務局

今、そこを建設課に確認しています。

○議長

それ、後で確認して。後にします、いいですか。

これを含めて、採決をしにやいかんので。

○10番

いや、採決しちゃあかんだって。

○議長

いや、採決できへんもんで、これは後にする。確認が取れるまで。

○10番

それやったらええ。

○議長

次、行きます。

局長いいですか、それじゃあ次の議案に行きます。

○事務局

大丈夫です。

---

#### 日程第5 議案第31号 特定農地貸付法の規定による特定農地貸付承認申請の変更申請について

○議長

次に、飛びまして、日程第5、議案第31号「特定農地貸付法の規定による特定農地貸付承認申請の変更申請について」を事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、先に第31号の説明をさせていただきます。

特定農地貸付法の規定による特定農地貸付承認申請の変更申請です。134ページ、今回、XXXXXXXXXXから貸付農地であるXXXXXXXXXX、東野振興事務所の近くにございますけど、貸付面積の変更が出ております。この案件については、農業委員会で承認するとなっていますので、お諮りするものです。

135ページ、新旧対照表がついております。今回は、旧の855の5番地と857番地の一部の面積を減らしたいということで申請が上がっております。なお、減った分については、大井町でトマト農家を経営している、明知零登さんという若い方が見えますので、こちら

に貸付けて有効に使っていただくということなので、ぜひお願いしたいということでした。

ちなみに、141 ページが承認書案になりますので、確認の上、審議をお願いいたします。  
以上です。

○議長

この件につきましては、2 番、第 1 地区、小板宏正委員長より地区委員会での協議の様  
様についての報告と案件の説明をお願いします。

○1 番

地区委員会では、新規参入のトマト農家さんが使うということで、いいんじゃないかと  
異議はなく了承しましたので、よろしくをお願いします。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局より説明がありましたが、この件について質疑ありま  
したら、挙手の上、発言をお願いします。

よろしいですか、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。議案第 31 号の「特定農地貸付法の規定による特定農地貸  
付承認申請の変更申請について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の  
方は挙手願います。

[ 賛成者挙手 ]

○議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第 31 号は申請のとおり許可相当と認めるとすることに決定し  
ました。

---

## 日程第 6 議案第 32 号 農用地利用集積等促進計画について

○議長

続きまして、日程第 6、議案第 32 号「農用地利用集積等促進計画について」、事務局  
より議案の説明をお願いします。

○事務局

これも、毎月、最後のほうで皆様にお示ししている案件になります。

今回は、144 ページに内訳が書いてございます。ちなみに、143 ページに、田んぼが 12

万 9,596 平米、畑が 2,450 平米の計 13 万 2,046 平米となっております。借手が 7 名の、貸し手が 44 件になります。144 ページ、農地の内訳となっております。

今回、145 ページを見ていただくと、ナンバー 1 から 10 が [REDACTED] による武並町と該当するもの、11 から 12 は同じく公社による笠置町、13 から 15 が同じく公社による中野方町、16 から 19 が上矢作町となっております。

以上のようになっておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず、武並町の 10 件につきまして、第 2 地区、小林勝朗副委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○6 番

委員会審議しております。

○8 番

[REDACTED] さんという氏名が載っております、地区委員会では、なぜ女の方かなと質問が出たんですけど、[REDACTED] さんは養子を迎えておられまして、その養子を迎えられる方が担い手として、中山間地と多面的を私どもと一緒にやっておりますので、たまたま奥さんが借手になっております。問題がないと審議しましたので、よろしく申し上げます。

○議長

続きまして、笠置町と中野方町の件につきましては 5 件ありますが、第 3 地区、安江建樹委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○10 番

中間管理機構で、地区委員会で質問したことは、そちらでしゃべっていただけませんか。

○事務局

[REDACTED] さん。

○10 番

第 3 じゃなくて、全体的に中間管理機構のここの貸付け受ける人、受け手が誰やというのは、審査はしてますかという話なんやて。これをこの間、第 2、第 3 地区委員会で質問して、答えてもらってない。今日、この場で答えてくれないと駄目ですよという話。先に

そっちを。

○事務局

この件に関して、農政課にも確認をしまして、とりわけ審査というか、営農計画書で出されている、今回、■■■さんの奥さんの名前で受理をしてやっていることになっております。

受け手については、出てきた人、出し手の人は所有者ではないといけないけど、受け手については、次の担い手とかやる人でも、特段あれはないという話を聞いております。

○事務局

今の安江さんのお話でございます。

地区委員会のときに、令和7年3月までは農地中間管理機構を通す案件でない個別のAさん、Bさんの貸し手と出し手の直接的な利用集積、こちらも利用集積でこういった審議をしておったところですが、令和7年4月からは農業経営基盤強化促進法の会則の中で、こういった利用集積については、農地中間管理機構、岐阜県ですと農畜産公社を介するものだけの審議になって、1対1の相対の利用集積の案件はなくなるということでございます。

その中で、安江さんから、中間管理機構を通して、受け手の方については、まず規模要件とか、地域計画の担い手なのか、もしくは認定農業者、そういった条件はあるのかというお話をいただきました。

こちらについては、農業会議、農政課に確認をいたしまして、4月以降の中間管理機構の相手方については、望ましいのは認定農業者、地域計画の農業を担う者で上がってる方が望ましいです。国もこちらを推奨はしておりますが、そうでなく、地域の中でも農業をできる方、この農地を守っていただける方を担い手として、貸し手、借手でやることはいいので、ただ、その要件はございません。

ですので、そこについては、農政課には出てまいります、この方がこの土地を集積してできるかというのは、やはり農業委員会の中で、総会の中でも確認をしていただきたいところがございますので、使用を受ける、利用権を受ける方の規模要件等は定めておるところではございません。

今までについても、認定農業者でない方も審議案件で出てきておるところでございます。

○議長

大島委員。

○19番

これって、地域計画の担い手の名前が上がってるので、そこに上がってない人をここに出すのはおかしいような気がするんだけど、全く第三者の方が、地域計画の意味が全くなくなっちゃうんだけど、それは今言っているふうだと、誰でもいいという話になってしまうので、きちっと地域計画の担い手の名簿の中に入った人で限定してかないと、おかしくなっちゃうんじゃないですか。

○8番

先月も私、あったと思う。たまたま、今回やったもんで、安江さんの件が出てきたんだけどという理解しとるわけです。担い手ですかという問題ですが、そうじゃなくして、今回出てきとるのは、先回もそうですけど、農地中間管理機構へ手続を踏んだ案件が出てきとるわけ。ですから、この人を審議するのではなくて、ただ、私ども、たまたま2件出てきたんですけど、中山間地と多面的をやとるメンバーの人が受けるものです。

○19番

だから、その人を担い手として一覧に挙げとけば、ここは入ってきても問題ないので、その人たちが載ってないのがおかしいんじゃないですかと思うんですよ。

○事務局

なられる方は載せてくださいということですね。

○19番

そうそう。載せて、この人も地域の担い手として、地域計画で認めてますよとやとかないと、誰でも、言っちゃいかんけど、1アールやとる人でも申請したらいいのかという話になっちゃうんです。

○10番

決まりをつくらなあかん。

○事務局

そうですね。

○15番

その前に、農地中間管理事業の制度ができたときは、今でもそうやと思うんだけど、受け手の先に登録せなあかん。

○15番

だから、受け手として、担い手としての登録を中間機構に先にしとるはずなんやわ、しとかないとできないはずなんや。

○1 番

そやけど今のあれは、中間管理機構を通さないと駄目となっただけで、個人の貸し借りでやっとなった人が、今、中間管理機構へ組み込まれてきちゃったわけです。何も担い手としてやっとなるやなくて、個人で貸し借りやっとなった人が、今度、そういう中へ入ってきたもので、担い手としての登録はないわけよ。逆に言って。

○1 9 番

それ違うんじゃない。

○1 5 番

違う違う。けども、受け手の登録はせなあかんよ。絶対に。

○議長

その前に農政を通じてあるはずやね。

○1 5 番

絶対にせなあかんよ。

○1 番

あるの。

○1 9 番

あります。なければおかしいです。

○1 0 番

すみません、ちょっといいですか。この中で議論しとっちゃあかんのよ。農政課、もしくは岐阜県農業会議が来て、中間管理機構の説明をしなさいって言っとなるや。そうでないと、こっちは審査できないよって言っとなる。まず、そこなんだよ。

説明してよ。そうじゃないと、うちらだって。結局、中間管理機構、今、受け手の審査ないそうや。4月からなくなったそうです。けど、集積という大前提があったのに、小さなとこまで出さざるを得なくなっちゃったわけよ。その相対がなくなっちゃったもんで。変なことになっちゃったのよ、これで。

○8 番

だけど、この前、俺が聞いたのは、うちもやろうと思ったら、ある人がやりたいって。そしたら、将来的に農業をやりたい人ならいいよという言い方をした。誰でもいいって。

○1 0 番

誰でもいいじゃないの。

○15番

いやいや、確かに新規就農の人は認めにゃあかんもんで。

○10番

それはそうだ。

○15番

新規就農の人は研修の段階から登録をさせてもらって、受け手として。やっとなよ、今まで。

○議長

はっきりして、その制度があるでね。

○15番

はい。あります。

〔一斉に発言〕

○議長

局長、いいですか。どっちにしても。

○19番

市として、おかしいとか、何とかせなあかんの。

○15番

だけど、市としても、担い手として、受け手の要件として、地域計画を作ったなら、地域計画に掲載してく、搭載してくというのが筋やと思うよ。そうでないやつは3条でやればいいんやて。

○議長

3条でね。

○15番

はい。そうです。

○議長

だけど、農業委員会に諮問で出てきとるわけやね、確認で。確認するためには、承知しとかなあかんわね。

○15番

小さい人のやり取りは、農地法の3条でやるべきやて。

○事務局

これについては、4月に行きましたところ、県との確認の中でこういうふうになつております。ただし、おっしゃるとおりで、国、農水省のほうは、地域の担い手、認定農業者、これにやりなさいという基本のものがあるのに、県農畜産公社、その出先も恵那にありますけど、どなたでも基準は設けてないので、これもちょっとちぐはぐですので、農業会議、農畜産公社、一度、勉強会をしたらどうか。明確でないところが色々あるようですので、そういったところをいま一度、私どもも勉強させていただけるよう、研修会の機会を総会のときなどに要望しまして、私たちがどうあるべきか、皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

やはり、受け手が誰でもいいというのは確におかしいですので、できるなら地域計画に上がるべき方ですので、そこは、そうやってやるなら上げていくべきということです。

○1番

今日のあれは、中山間にも参加されてやってる方やったら、担い手の区分に入るの、いいんじゃないですか。

○15番

そうじゃないんです。

○事務局

地域計画の今の各地区の、中山地区の地域計画にあるべきだということですね。名前が。

○1番

ああ。はい。

○事務局

担い手の方は、そこへ、今入ってなければ入れていくべきだということで、随時、見直しをかけていくことになってますので、1年間は放置しっぱなしではなく、地区の中でそれは入れていくということで、そこをいま一度整理する必要があります。

○議長

多分、農政へ申請が出されて、農政から農業委員会へ来たと思うんです。

○事務局

はい。

○議長

農業委員会の事務局としても確認をしてない状況やね、これ。確認せずに、これ載せた

んやないです。農政から出てきたので、ここへ出てきて。

○議長

その流れをきちっと決めてくださいよ。どういうふうに農業委員会に諮問するのか。これ、審査しなければいけないので。今みたいな話になると、これ審査にならんやないですか、判断が。そこを明確に基準を、事業に出してやることは、これはやってもらったほうがいいので、これはいいですけど、流れをきちっと決めてください。

○8番

この案件、私から始まって、うちの仲間が全部載ってきちゃったわけよ。何で出てきたかなと不思議に思っと思ったんだけど、要は闇で、みんな個人で確かにやっと思ったのが主体であったものを、表沙汰にしましょうと声をかけましたので、私は率先して、地域計画からの延長の中で動いたもんで、何で私の地区だけ出てくるって不思議に思いながら、先回は女の人が出る、ううんと思ったら、要は今の話やけど、担い手認定であるのかないのかを安江さんは質問されたけど、そういうことは全然意識してないわけ。

中間管理機構と結びつきができた人が載ってくるんだ、そういう理解をしとったので、私が大勢出たと思う、一番最初には。その次にもう1人仲間が、副をやっとる仲間ですって。その■■■さんは、ナンバー3と言わせてもらうんだけど、大体出たんだけど。全部出てきたわけよ、表へ。表沙汰で出てきたんやね。

よく分からないまま私も返事したんだけど、女性の人が出てくるのが珍しかったわけ。

○議長

曾我委員。

○7番

担い手に載るか載らないかは、また審議ですけど。これって、登記上の持ち主の名前で載るものなのか、実際にやってる人の名前で担い手として載るものなのか。その土地の持ち主だから、ここに奥さんの名前が出てきたわけですか。

○8番

やり手やもんで、これは。

○7番

やる側ですよ。

○8番

やる側だけだよ。

○7番

受ける側が奥さんの名前で出てきとるけど、実際、奥さんがやるんですか。

○8番

そういうことだよね。

○7番

奥さんが全部、これやるという意味ですか。

○8番

それはやりますよ、それはやってる。

○7番

やるという意味で捉えればいいこと。

○8番

そう。

○7番

奥さんがやるから担い手に上げろという意味、御主人が。

○8番

だから、担い手というよりか、これは貸し借りのあれだけのことだろう。

○事務局

農業経営主だと思います。

○7番

経営主やもんで、そこら辺がはっきり分からん。

○事務局

そこは確認しなければいけないと思います。

○7番

経営主を載せるなら、土地の持ち主が奥さんであっても、経営しとる人の名前を載せな  
あかんのじゃないかなって思うんだけど。

○10番

それもあるわな。

○7番

その人を担い手に上げてかなあかんのじゃないかなと思うんですけど。

○10番

実際に農業をやる人を載せる。

○議長

具体的に、1番の案件は違うのではないかということだね。

○7番

そう。

○議長

名義上の名前と。

○7番

名義上の名前で作るとするのか、奥さんが、私も1人で農業やってましたけど、農業経営しとるので名前が奥さんの名前が出るとのか、ちょっと分からないのと。

○議長

局長、いろんな意味で、いろいろ確認をしてもらって。

○事務局

はい。

○7番

どういう意味なのかが。

○事務局

皆さんからの鋭い目で御意見をいただいて、ありがとうございます。これ、確かに正していかなあかるところですので、国の制度の中で整理が必要です。

○議長

そう。ここで出てきた以上、材料を判断せなね。

〔一斉に発言〕

○議長

今、出てますけど、今回の案件は、全然いいよって人もおるし、ううんという意見もあるし、どうしますか。出てきた以上は。

○10番

ここで通すんだったら、地域計画の担い手として名前を入れてもらうって話。

○1番

条件つけなしようがないね。

○事務局

そうですね。

○15番

実際に経営主、農業経営をやる人の名前にしてほしい、少なくとも。

○1番

担い手って書いてくれな。

○15番

名義といたって、確かに農地中間管理事業でほとんどがこの地域やったら、無償の使用貸借契約、載せてええやと思うんですよ。利用権設定。だけど、中には所有権移転も設定できるんやわ。だけど、通常の利用権設定であれば、登記事項じゃないもんで、利用権設定のやつは。登記事項じゃないもんで、登記どうのこうのは関係ねえ話なんや、確かに。だから、実質、やる人の名前にしなければおかしいです。

だから、これは再度確認をして、本当に奥さんなのか、息子さんなのか、分からんけど。再確認だな、でないとおかしい。

○議長

今の質問に対して。

○8番

関連して、ちょっとだけ。今言われたから。

○議長

どうぞ。

○8番

実は、推進員を今度選択しとる、■■■■さんには。推進員を今度やっていただくんだけど、旦那さんのほうで。

○15番

旦那さんか、ほんなら旦那さんでええんじゃ。

○8番

これは、名前が旦那さん。

○15番

旦那さんが実質やとるなら、旦那さんにしやええと思うんや。

○8番

そうやって言ったんだけど、推進員を奥さんやって、私は家族の話になっちゃうだけ

ど、推進員は奥さんがやったらって、やらないと言われるので。

○議長

実際、やっとなる人は誰ですか、一番やってみえる人は。経営者というか、一番の。

○8番

両方という解釈しかないですけど、農業は。

○議長

どうやっていますの。

○8番

農業は家族経営やもんで、両方やっとなるに決まっとなるもんで、それは誰が主体とか、自由はあるかもしれんけど、それはいいですけど。

今度、ある程度、推進員を選択するときに、名前、主としてやられとらん旦那さんが地域の代表として出てきていいかなと。

〔一斉に発言〕

○議長

推進員はいいわ。これ、確認してからで、どうですかね。

○10番

農政課さん、来てもらったほうがいい。これ、手続済んじゃって、多分行っちゃっとなるぞ。

○議長

行っちゃっとなるね。

○10番

行っちゃっとなると思うよ。

○議長

管理事業で通しとなるね、これ。

○10番

通っちゃったやつを。

○議長

さっきから言っとなるように、後から、ここへ諮問で出てくるのがあると思って。

○10番

それがおかしいんやな。

○議長

うん。

○10番

分らんけど、どうなの。農政課さんに来てもらったほうがいいんじゃないの。

○事務局

確認します。

○10番

確認というか、来てもらったほうがいいんやない。まず、今。

〔一斉に発言〕

○事務局

事務を確認しましたら、水稻生産の昔の細目書、今、水稻生産の営農計画書、経営主の名前が■■■■さんの奥さんの名前になっておるそうです。

○10番

それはいい。

○事務局

ですので、経営主はこの方ですという解釈です。

○10番

■■■■さんの奥さんの名前でもいいわ。いいんだけど、だから考え方として、どういうことやってるんですかということ。ここで、今、うちらが否定するとどうなるのという話。

○19番

そうそう、否決しちゃったらどうなるの。この人、担い手じゃないとおかしいって、否決しちゃったらどうなるの。

〔一斉に発言〕

○事務局

農政の事務を行っている者に確認しますと、本来の地域計画のあるべき姿の部分は、誰でもいいということではなく、望ましいのは、地域計画として望ましい方は入れていただく。今の女性の方が本当にやっとなるかというのは、紙上で女性の方になっております。実質、旦那さんなり、主人の方がやってみれば、そこは営農計画書も変えていくべきなので、そういう指導はしていくべきだということで、男性の方であればそこへ書いていただくということでございます。そこは変えることはできますので。

○1 番

奥さんが従事してれば、奥さんも名前を載せてもらってもええんやない。女やで駄目やとか、そういうやつは全然。なので、夫婦で一緒にやっとなど。

○議長

従事していればええわね。

○1 番

何ら問題ないもんで。

○10 番

何ら問題ない。

○19 番

そんな話やなくて、女性云々じゃなくて、しっかりとしてくれって言っとなど。

○1 番

名前を変えてもらわんでも、奥さんの名前も地域計画に載せてもらえれば、それで。

○議長

それでいいです。

○10 番

提案ですけど、いろいろ問題があると思うんやけど、次回の総会なり何なりのときに、地区委員会のときに農政課が来て、この中間管理機構に関するやり方を一度説明していただきたい。よろしいでしょうか。

○19 番

農政課を呼んでね。

○10 番

農政課を呼んで、担当課を呼んで。

○19 番

市もちゃんと管轄で説明してほしい。

○15 番

要は、農地中間管理事業を一人のパート職員に任せっきりなんやて、昔から。だから、それを何回も僕らも言っとなどけど、本当任せきりと思う。農政課の職員が理解してない。

○議長

局長、今のことも含めて、よろしくお願いします。

○事務局

はい。

○議長

皆さんの意見を聞かないかんのやけど、今回出てきた集積計画は、どういうふうに判断しますか。状況、内容は大体分かってきましたけど。

○8番

農業委員会として、集積をしなさいという指示が出たもんで、私は忠実に守ったわけよ、はっきり言う。

○議長

それはいいと思います。

○8番

そしたら3か月、トップにずっと後、■■■■、■■■■、今度この■■■■さん、3か月連続で出てきた。何でよそは出てこないのに、武並町だけが出てきたということ。

○8番

ちょっと腑に落ちん案件が多かったんですが。

○10番

いやいや、計画が出てくることは非常にいいことだと思いますよ。

○議長

それはいいことです。

○10番

いいことだと思ってます。

○19番

出てこないことがおかしいのです。

○10番

そうおかしいです。

○19番

出てきて当たり前です、普通は。

[一斉に発言]

○議長

いろいろ意見が出ましたが、今日の件につきましては、大体的に確認ができたので、承認するという意見もありますが、どうでしょうか。

○19番

地域計画に乗せるということ。

○議長

そういうこといろいろ含めて、研修会とか地区委員会に説明来てもらおうと、農政に。そこら辺、明確な流れをしっかりとってもらうことはもちろんですけど、含めて。よろしいですか。

一応、採決を採ります。議案第32号の「農用地利用集積等促進計画について」は、申請のとおり、承認することに賛成の方は挙手願います。

[ 賛成者挙手 ]

○議長

賛成多数で、議案第32号は申請のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第4 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

戻りまして、先ほどの決議できてない分ですね。

これについては、事務局、説明できますか。確認事項で。

○事務局

まず、接道の件で、再度、建築住宅課で、赤道の接道での建築確認の許可について確認しました。都市計画区域外の恵南地区、岩村町については接道要件がないので、これについては建築確認は、この場所であっても、許可は出るというところでございます。

赤道については、広げないと許可できないというか、そういうことはございませんので、ただ、ここを通ることについては建設課に、赤道を通ることで、当然、道を少し構いますので、そこは協議していただくというところでございます。

○1番

赤道でも1メートル20とか、下手すれば1メートルぐらいの赤道あるんやけど、それでもオーケーになってくる。

○事務局

いえ、都市計画区域外の話です。今の建築住宅課の話は。

○1 番

赤道でも幅がいろいろあるので今、自分らが通りやすいようにって行って赤道を広げていいのですか。

○事務局

勝手にはできないので、建設課の協議が必要です。

○1 番

いや、地籍調査の前に広げちゃったもんで、ここにこれだけって。

○事務局

地籍の話については、広げてしまっても、建設課と協議して、杭の位置を決定、管理境界をしていただくことになるとと思いますけど。

○議長

今の 38 番の進入路。

○事務局

お時間いただきましたのは、どうしてここに入ってこずに、ここでわざわざ入りたいかというところは、先ほど書記が申し上げましたように、計画がないのは、優先的に A と B をやりたい。他人の土地があって、そこが整理できておらず、そこを開発できないので、A と B を先に開発したいということが確認できたことと、あと赤道を通過して、ここから入ってしか行けないことと、接道要件については、建築住宅は、建築確認では許可は下りるところでございます。

時間いただきましたのは、行政書士に確認すべきということで確認しましたので、申し訳ありませんでした。

○議長

安江委員、いいですか。

○1 0 番

はい。

○議長

38 番につきましても確認が取れましたので、議案第 30 号の農地法第 5 条の申請につきましても、採決をいたします。

議案第 30 号の「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

[ 賛成者挙手 ]

○議長

全員賛成ですので、議案第 30 号は申請のとおり許可相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定しました。

長時間ありがとうございました。

以上で、本日の議事日程を終了しましたので、この後、職務代理者より、進行をお願いします。

○15番

さっきの農業利用集積の件について、ここへ出てきたやつは、そういうことは全部クリアしたものを審議することでいいですね。

○議長

今後はそういうふうに、もちろん。

○議長

これから、そういうことについて確認するということですね。流れをね。ここで判断できるような状況にしてほしいわけです。

○事務局

1つは、地域計画に載ってくることは必要になってくると思います。

○議長

そうそう、条件をね。

○事務局

これが、3月末に立ち上がったばかりですので、これから上げるという条件付だとか、そういうことは農政課、県と確認しますので。

○議長

どういう場合、条件ならいいのか、そこまで踏み込んで。

○事務局

そこもしっかりするようにいたします。

○議長

職務代理、お願いします。

○職務代理者

大変長時間にわたりまして、お疲れさまでした。令和7年度第6回恵那市農業委員会総

会を閉会します。本当にお疲れさまでした。

連絡事項はなしでいいですか。

○事務局

連絡事項はございませんが、これから情報交換などしてやっていきたいと思いますので、御意見ありがとうございます。

○職務代理者

お疲れさまでした。

---

( 閉 会 )

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 2 番

議事録署名者 3 番